

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業者に対し、次のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 株式会社トクショーが運営する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分

(1) 事業者の代表者及び所在地

株式会社トクショー 代表取締役 坂口徳生
愛甲郡愛川町半原4 1 3 7 番地 1

(2) 処分の対象となる事業所及び処分内容

事業所の名称	リンク ja パル
サービスの種類	就労継続支援B型
所在地	相模原市中央区矢部1丁目2番1号 ブルージュビル4F、5F
指定年月日	平成27年12月1日
処分内容	指定取消し
処分年月日	令和3年5月1日

(3) 処分の理由

令和元年11月から令和2年1月までの間、指定就労継続支援事業のサービスを利用した者の利用日数を水増しした上で訓練等給付費を請求し、本来得ることのできない給付費(約160万円)を不正に受給していたため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第50条第1項第5号に基づき、指定就労継続支援B型事業者の指定を取り消すもの

(4) その他

不正請求額については、事業者から返還がありましたが、法第8条第2項に基づき、返還額に100分の40を乗じて得た額を加算して支払うよう指示しています。

2 社会福祉法人風の谷が運営する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分

(1) 事業者の代表者及び所在地

社会福祉法人風の谷 理事長 政野光廣
相模原市中央区田名7 2 3 6 番地 3

(2) 処分対象となる事業所及び処分内容

事業所の名称	やまびこ工房	相模原自閉症支援センター
サービスの種類	生活介護	短期入所
所在地	相模原市中央区田名7236番地3	
指定年月日	平成19年4月1日	平成18年10月1日
処分内容	指定生活介護事業者の指定の一部効力の停止(新規利用者の受入れ停止6か月)	指定短期入所事業者の指定の全部効力の停止(全ての利用者の受入れ停止3か月)
処分年月日	令和3年4月30日	
処分期間	令和3年5月1日から 同年10月31日まで	令和3年5月1日から 同年7月31日まで

(3) 処分の理由

ア やまびこ工房

サービス管理責任者の人員基準を満たしていなかったにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算をせずに介護給付費の請求を行っていたことや、個別支援計画の作成又は見直しを行わないままサービス提供を行っていたにもかかわらず、個別支援計画未作成減算をせずに介護給付費を請求していたため、法第50条第1項第3号及び第4号に基づき、指定生活介護事業者の指定の一部の効力を停止するもの

イ 相模原自閉症支援センター

事業者は、令和2年7月に、事業所の従業者が利用者に対して、掌底打ちや押さえつけ等の身体的虐待を行ったにもかかわらず、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に基づく通報を怠り、事態を収束させていたほか、障害者虐待に関する職員研修も徹底されていなかったため、法第50条第1項第2号及び第9号に基づき、指定短期入所事業者の指定の全部の効力を停止するもの

(4) その他

事業者には、改善した内容や講じた再発防止策等について市に報告するとともに、やまびこ工房に係る介護給付費については、正しい介護給付費を算出し、既に受給した介護給付費との差額を返還するよう指示しています。

また、やまびこ工房を現在利用されている方については引き続き利用可能ですが、相模原自閉症支援センターを利用されている方については3か月間利用できないため、新たな利用先を紹介するよう指示しています。

【問い合わせ先】

福祉基盤課

電話：042-769-9226(直通)